

御徒町南口駅前広場の使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「御徒町南口駅前広場の維持管理に関する協定書」第7条の規定により、御徒町南口駅前広場（以下「広場」という。）の使用に関し、必要な事項を定め、広場の活発な利用の促進及び賑わいの誘発を行い、地域活性化に寄与することを目的とする。

(運用方針)

第2条 広場の使用は、次の各号に定めるところにより実施する。

- (1) 地域の活性化及び広場の賑わいの創出に資するイベント等の誘致を図ること。
- (2) 広場の不法占用、占拠等の防止により安全・安心な公共的空間の確保を図ること。

(運営管理者)

第3条 広場の運営管理者（以下「運営管理者」という。）は、広場をイベント等で使用する際の管理を行う。

2 運営管理者は、東京都台東区長とする。

(イベント等の内容)

第4条 広場において実施するイベント等は、次の各号のいずれかに該当し、運営管理者が適当と認めたものとする。

- (1) 地域活性化やまちの賑わい創出に資するもの
- (2) 地域の商業振興及び観光振興に資するもの
- (3) 地域の環境整備及び地球環境対策等に資するもの
- (4) 地域の交通安全対策及び防犯・防災対策に資するもの
- (5) 都市再生整備計画（御徒町駅周辺地区）に資するもの
- (6) その他公共性及び公益性に資するもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するイベント等は、実施することができない。

- (1) 公の秩序又は善良なる風俗を害するおそれがあるもの
- (2) 騒音、臭気又は火・煙の発生等近隣の迷惑となるおそれがあるもの
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるもの
- (4) 特定の政治・宗教団体及び個人等の利益になるもの
- (5) 広場利用者の安全及び災害時の避難誘導に支障となるおそれのあるもの
- (6) 広場内の施設（街路灯、樹木、ツリーサークル、地下駐輪場の出入口

上屋、地下変電所施設等、広場を構成する施設をいう。)及び広場周辺の施設・設備を損傷し、又は管理運営上の支障となるおそれがあるもの

- (7) 周辺の店舗に悪影響を与えるもの
- (8) 法令等で禁止され、又は法令等に抵触するおそれのあるもの
- (9) その他使用を制限することが必要であると認められるもの

(使用可能区域)

第5条 広場を使用できる区域は、別図1のとおりとする。ただし、交通上支障がないと認められるときは、この限りでない。

(使用期間及び時間)

第6条 広場の全面を使用する場合の使用期間は、2週間以内とする。

- 2 広場を使用できる時間は、午前8時から午後10時までの間とし、使用に係る設営及び撤去についてもこの時間内で行うものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、広場の一部を使用する場合を含め、運営管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(使用料等)

第7条 区が所有する区域に係る広場の使用料の額は、東京都台東区道路占用料等徴収条例(昭和28年7月台東区条例第12号)第2条の占用料の額とし、株式会社大丸松坂屋百貨店(以下「大丸松坂屋」という。)が所有する区域に係る広場の使用料は無料とする。

- 2 広場の使用に当たっては、使用者が責任をもって電気又は水道を調達するものとする。

(申請手続)

第8条 広場を使用しようとする者(以下「使用申請者」という。)は、運営管理者及び関係機関と協議のうえ、使用開始日の30日前(ただし、運営管理者が特に必要と認めるときは、運営管理者が指定した日)までに、御徒町南口駅前広場使用申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)により、運営管理者に申請しなければならない。

- 2 前項に規定する申請に当たっては、道路法(昭和27年法律第180号)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)の適用を受ける広場の部分はその規定を遵守し、その他の部分については法の適用を受ける部分に準じた取扱いとする。

(添付書類)

第9条 前条の申請書には次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 御徒町南口駅前広場使用に関する誓約書(第2号様式)
- (2) イベント等の使用区域図(第3号様式)
- (3) チラシ等の資料など、運営管理者が必要とするもの

(使用の可否の審査)

- 第10条 運営管理者は、第8条第1項の規定による申請を受けたときは、道路法の規定による道路占用許可書及び道路交通法の規定による道路使用許可証を確認し、大丸松坂屋に協議の上、広場の使用の可否について審査する。
- 2 前項の申請が重複した場合は、原則として先着順とする。ただし、運営管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(使用承認等)

- 第11条 運営管理者は、前条の規定による審査の結果に基づき、承認の場合は御徒町南口駅前広場使用承認書(第4号様式)により、不承認の場合は御徒町南口駅前広場使用不承認書(第5号様式)により、使用申請者に通知する。
- 2 運営管理者は、広場の管理上必要があると認めるときは、前項の承認に条件を付することができる。

(使用承認の取消し)

- 第12条 運営管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条の規定による承認を受けた者(以下「使用者」という。)に催告その他何らかの手段を要することなく、広場の使用を取り消し、又は使用の制限若しくは停止をすることができる。
- (1) 偽りその他不正の手段により使用の承認を受けたとき。
 - (2) 使用の条件に違反したとき。
 - (3) 各種法令若しくはこの要綱に違反し、又はそのおそれがあるとき。
 - (4) 運営管理者の指示に従わなかったとき。
 - (5) 災害その他の事故により広場の利用ができなくなったとき。
 - (6) イベント等の内容により、危険を生じさせるおそれがあるとき。
 - (7) 工事その他の都合により運営管理者が特に必要と認めるとき。
 - (8) 施設等の管理又は運営上、やむを得ない事由が生じたとき。

(使用報告)

- 第13条 使用者は、広場の使用が終了したときは、速やかに御徒町南口駅前広場使用実績報告書(第6号様式)により、運営管理者に報告しなければならない。

(使用内容変更)

- 第14条 使用者は、申請書の内容を変更する場合は、速やかに御徒町南口駅前広場使用変更申請書(第7号様式。以下「変更申請書」という。)により、運営管理者に申請しなければならない。ただし、当該変更の内容が軽微な場合には、運営管理者に協議のうえ、変更申請書の提出を省略することができる。
- 2 運営管理者は、前項の規定により、変更申請書が提出された場合は、大丸松坂屋に協議の上、変更の可否について審査し、承認の場合は御徒町南口駅前広場使用変更承認書(第8号様式)により、不承認の場合は御徒町南口駅前広場

使用変更不承認書（第9号様式）により、使用者に通知する。

（使用申請の取下げ）

第15条 使用申請者は、自己の都合により広場の使用申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により使用申請を取り下げるときは、使用申請者は、御徒町南口駅前広場使用申請取下申出書（第10号様式）により、速やかに運営管理者に申出なければならない。

（使用権の譲渡等の禁止）

第16条 使用者は、使用の権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は承認を受けた目的以外に使用してはならない。

（原状回復の義務）

第17条 イベント等に関する資機材等の調達、設置、撤去等に係る作業は、使用者の責任において調達し実施するものとする。

2 使用者は、広場を承認の内容及び条件等に従って適正に管理し、破損、汚損等のないよう十分な措置を講じなければならない。

3 使用者は、イベント等に関する資機材等を撤去したときは、広場を原状回復するとともに、清掃し、ごみ等はすべて持ち帰らなければならない。第12条の規定により使用の承認を取り消しされ、又は使用を停止されたときも、また同様とする。ただし、運営管理者が原状に回復することが不相当と認めた場合は、この限りでない。

4 運営管理者は、使用者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不相当な場合の措置について必要な指示をすることができる。

（損害の補償等）

第18条 使用者は、広場の使用によって、区、大丸松坂屋又は第三者に損害を与えたときは、使用者の責任において、補償等の適切な措置をしなければならない。

2 第12条の規定による広場の使用承認の取消しにより発生した損害については、運営管理者は一切の責任を負わない。

3 使用者は、使用前に広場の毀損及び汚損等を発見した場合には、速やかに運営管理者に報告しなければならない。

（イベント等実施についての責任）

第19条 イベント等の実施に当たっては、使用者は運営管理者に対して、次の各号に定める内容を保障しなければならない。

（1） イベント等に関する一切の責任に当たっては使用者が負うものとし、運営管理者はイベント等に関して一切の責任及び負担を負わない。

（2） イベント等が第三者の権利を侵害するものでないこと及びイベント等に関する財産権の全てにつき権利処理が完了していること。

- (3) 運営管理者に対して第三者からイベント等に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、使用者の責任及び負担において解決するものとし、運営管理者は一切の責任及び負担を負わない。

(広場事務局)

第20条 広場の使用に関する手続を行う事務局として、御徒町南口駅前広場事務局を都市づくり部地域整備第一課内に置く。

(その他)

第21条 この要綱に定めのない事項等、疑義が生じた場合、区及び大丸松坂屋で協議するものとする。

付 則

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年12月20日から施行する。